

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月26日

【会社名】 株式会社日新

【英訳名】 NISSIN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役会長 最高経営責任者 筒井 博

【本店の所在の場所】 横浜市中区尾上町六丁目81番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町5番地

【電話番号】 03(3238)6663

【事務連絡者氏名】 総務・コンプライアンス部長 鴨下 至治

【縦覧に供する場所】 株式会社日新東京事務所
(東京都千代田区三番町5番地)

株式会社日新大阪支店
(大阪市中央区平野町3丁目4番14号)

株式会社日新神戸支店
(神戸市中央区江戸町101番地)

株式会社日新千葉支店
(千葉市中央区中央港1丁目9番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成29年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株に併合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

以下の通り定款を変更するものであります。

- (1) 株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数を2億株から40百万株に変更します。
- (2) 当社株式の売買単位を100株にするため、平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更します。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨の規定を新設します。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)に筒井博、筒井雅洋、渡邊淳一郎、赤尾吉生、櫻井秀人、柘田建二郎、筒井昌隆、石山知直、鳥尾省治、中込利嘉の10名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に藤根剛、小林貞雄、増田文彦の3名を選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)末時点の取締役10名に対し、役員賞与として総額45百万円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	84,966	59	0	(注)1	可決 98.53
第2号議案 定款一部変更の件	84,813	212	0	(注)1	可決 98.36
第3号議案 取締役(監査等委員で あるものを除く。)10 名選任の件					
筒井 博	83,727	1,298	0	(注)2	可決 97.10
筒井 雅洋	84,487	538	0		可決 97.98
渡邊 淳一郎	84,512	513	0		可決 98.01
赤尾 吉生	84,513	512	0		可決 98.01
櫻井 秀人	84,513	512	0		可決 98.01
枘田 建二郎	84,478	547	0		可決 97.97
筒井 昌隆	84,513	512	0		可決 98.01
石山 知直	84,513	512	0		可決 98.01
鳥尾 省治	83,810	1,215	0		可決 97.19
中込 利嘉	84,513	512	0		可決 98.01
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
藤根 剛	76,683	8,342	0	(注)2	可決 88.93
小林 貞雄	78,368	6,657	0		可決 90.88
増田 文彦	84,761	264	0		可決 98.30
第5号議案 役員賞与支給の件	84,892	133	0	(注)3	可決 98.45

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上